

# 令和5年度 東京都社会福祉協議会 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金 申込のしおり

## <制度概要>

### 1 趣旨

潜在保育士等が保育所等への復帰にあたり、当該保育士の子どもを保育所等へ入所させた場合に、その保育料の一部について貸し付けを行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

### 2 貸付対象者

未就学児をもつ保育士で、以下のいずれかに該当し、週20時間以上保育士として勤務する方

- ① 東京都内の復帰対象施設等\*において令和4年8月1日以降に勤務を開始した方
- ② 東京都内の復帰対象施設等\*において雇用され、令和4年8月1日以降に産後休暇または育児休業から復帰した方

※復帰対象施設等にあたる施設・事業については8ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

### 3 貸付内容

- ① 貸付額 保育料の1/2（月額27,000円上限）
- ② 貸付期間 申込者が勤務を開始した日から子どもを復帰対象施設等に預け勤務する期間（最長1年間）
- ③ 利子 無利子
- ④ 交付 一括交付（申込時の保育料に基づく貸付金を一括で送金）

### 4 保育料確認

貸付期間終了後、貸付期間中の保育料の変更などを確認するため、保育料確認書とその証明書類をご提出いただきます。貸付金に対して保育料が少ない・多いなどの差額が発生した場合は、追加交付または返金請求します。保育料の証明書類は必ず保管しておいてください。

\*保育料確認の際に有効な証明書類については7ページ（Q&Aの11）参照

### 5 返還免除

東京都内の復帰対象施設等において、2年間引き続き児童の保護等に従事した場合、返還免除となります。

### 6 返還猶予

以下のいずれかに該当し継続しているとき返還の猶予が可能となります。

- ① 東京都内の復帰対象施設等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

### 7 返還

東京都内の復帰対象施設等を退職するなどし、返還猶予のいずれの要件にも該当しない場合、返還となります。

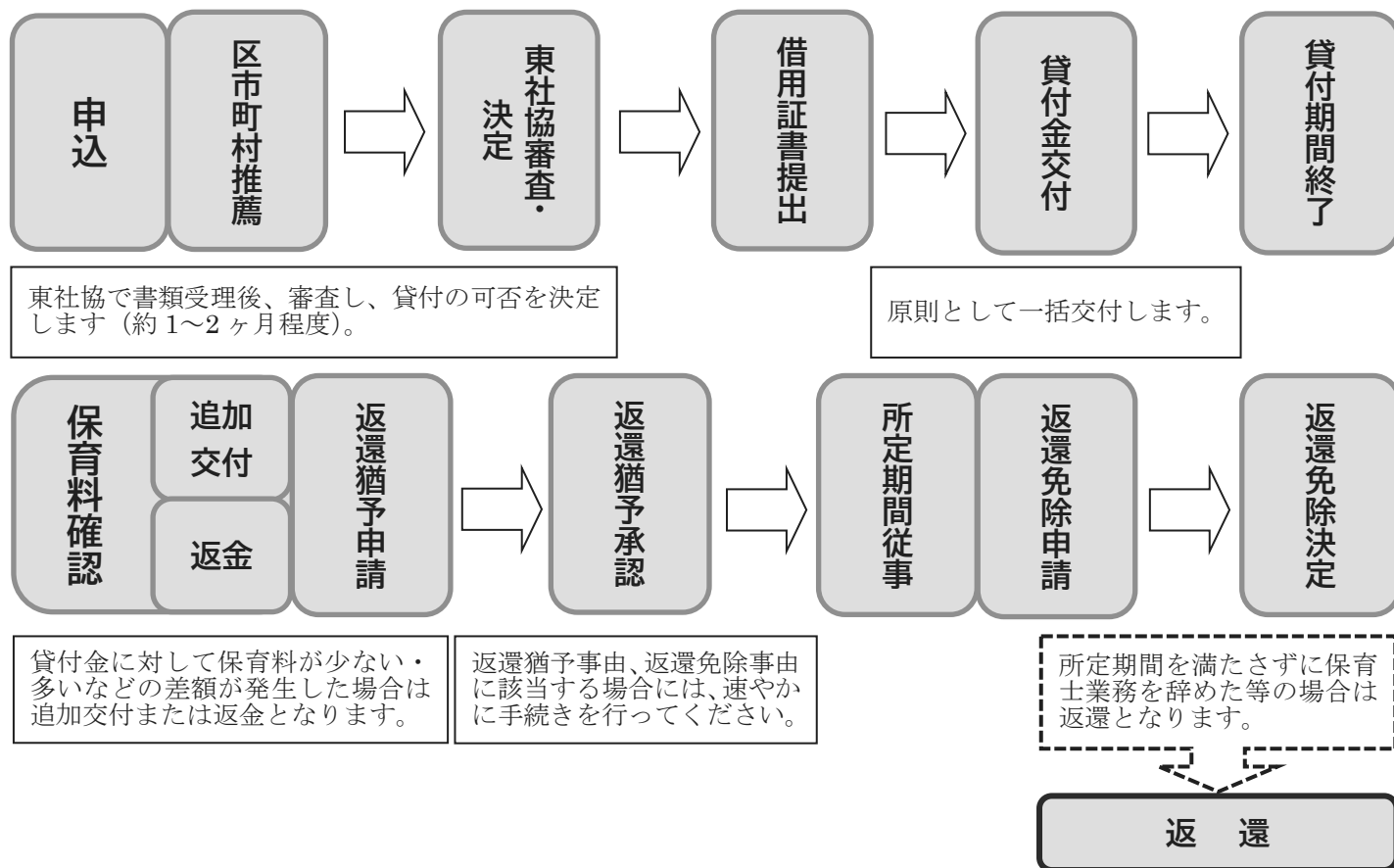
- ① 返還期間 保育所復帰支援資金の貸付を受けた月数の2倍に相当する期間以内
- ② 返還方法 月賦、半年賦又は年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- ③ 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

例 貸付額 324,000円、月賦で返還期間（12か月×2倍）24か月 毎月13,500円

## 8 申込及び貸付決定

- 申込先 勤務先の復帰対象施設等を通じ、その所在する区市町村所管課から推薦書とともに申込書類が東京都社会福祉協議会（以下、東社協という。）に送付されます。ただし、勤務先が企業主導型保育事業の場合は、事業所から東社協へ直接申込してください。
- 貸付決定 東社協は内容を審査し、貸付の可否を決定し、申込者に直接結果をお知らせします。  
\* 審査にあたり不備不足等があった場合は、貸付が承認されない場合があります。

### <申込から返還免除までの流れ>



### <申込について>

#### 1 申込者の要件

未就学児をもつ保育士で、以下のいずれかに該当し、週20時間以上<sup>\*1</sup>保育士として勤務する方

- ① 東京都内の復帰対象施設等<sup>\*2</sup>において令和4年8月1日以降に勤務を開始した方
- ② 東京都内の復帰対象施設等<sup>\*2</sup>において雇用され、令和4年8月1日以降に産後休暇または育児休業から復帰した方

<sup>\*1</sup>週20時間以上とは、申込者の勤務開始日または産育休からの復帰日における労働契約書に基づきます。

<sup>\*2</sup>復帰対象施設等にあたる施設・事業については8ページ【復帰対象施設等の範囲】参照

\* 申込者は、勤務開始日又は産育休からの復帰日において、自身の子どもが復帰対象施設等（自身の勤務先と同じである必要はありません）に入所していることが確認できる書類を提出する必要があります。当該入所決定にあたっては、区市町村において優先入所の調整が行われていることを原則としますが、調整等によらず入所できた場合はその限りではありません。

\* 東京都内の復帰対象施設等で2年間引き続き保育士業務に従事する意思がある方が対象です。

\* これまでに保育所復帰支援資金の貸付を受けた方は、返還免除または返還完了しなければ新たな申込はできません。

## 2 連帯保証人要件

① 次の基準以上の収入を有する成年者1名を立てること。申込者と連帯保証人との関係は問わない。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
平均月額	177,000円	261,000円	319,000円	376,000円	411,000円
世帯人員	6人	7人	8人	9人	10人
平均月額	459,000円	513,000円	558,000円	603,000円	648,000円

※「世帯人員」とは生計を一にする家族の人数です。 \*下記【「世帯人員」について】参照

※「平均月額」は、申込の前年度の給与収入額を12で除した金額により確認します。

② 連帯保証人は、東社協が実施する保育士修学資金貸付等事業における他の貸付の連帯保証人となっていないこと。ただし、申込者が同時に「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援資金」「潜在保育士の再就職支援資金」「未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援資金」の申込をしている場合には、各貸付の連帯保証人となることを妨げない。

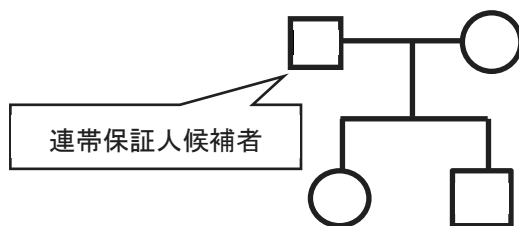
### 「世帯人員」について

連帯保証人の収入要件の表における「世帯人員」とは、『生計を一にする家族』の人数とします。

本貸付制度における『生計を一にする家族』とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族」とします。

- ① 連帯保証人に扶養家族がいる場合は、「連帯保証人」「連帯保証人が扶養している家族」が該当します。
- ② 連帯保証人が扶養されておらず、かつ誰も扶養していない場合、生計を一にする家族は1人となります。
- ③ 連帯保証人が扶養されている場合、「連帯保証人」「連帯保証人の扶養者」「扶養者が連帯保証人以外に扶養している家族」が、生計を一にする家族となります。しかし、扶養されている場合、収入基準を満たさないため連帯保証人になることはできません。

例) 4人家族(夫、妻、子2人)の夫が連帯保証人候補の場合



- ・夫が、妻と子2人を扶養している場合 ⇒ 世帯人員は4人
- ・夫が子2人を扶養し、妻は扶養していない場合 ⇒ 世帯人員は3人

<確認方法> 課税証明書の「扶養控除」等の欄で扶養者の人数を確認します。

### 3 申込方法



- ① 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付した上で申込者の勤務先に提出してください。
- ② 申込者が勤務する復帰対象施設等では、区市町村が定める期限内に申込書類を提出してください。区市町村にて申込をとりまとめ、推薦書を添付した上で人材センターに送付します。  
※提出期限は申込者の勤務先を通じて区市町村の担当窓口にご確認ください。なお、期限までに連帯保証人の書類を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込は受理されませんのでご了承ください。
- ③ 借用証書提出の際に必要な書類は下記のとおりです。

- 借用証書（申込者、連帯保証人が自筆で署名、実印押印）
- 印鑑登録証明書（申込者、連帯保証人）
- 振込口座届出書（申込者名義の口座であること）

#### 4 必要書類について

申込者は、以下の書類を整え、勤務先に提出してください。

必要書類		確認事項
申 込 者	復帰支援資金必要書類確認表	・必要書類が揃っている
	1 復帰支援資金貸付申込書	①申込者が自筆で署名、押印 ②申込書は A3 用紙片面印刷あるいは A4 用紙両面印刷に (複数枚の場合は) 左上 1ヶ所でステープラ留めしている
	2 住民票(世帯全員の記載があるもの)	①発行から 3 か月以内である ②個人番号(マイナンバー)の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※連帯保証人分も記載がある場合は 1 通で提出可
	3 保育士証の写し	・申込書記載の氏名と一致している ※旧姓の場合変更手続きをしている
	4 勤務開始届	①復帰した施設で作成 ②勤務先の公印が押印されている ③週 20 時間以上保育士として勤務している
	5 子どもの入所決定通知の写し又は入所不承諾通知の写し	①入所決定通知が無い場合は、在園証明書(子どもの入園日、在園していることを証明し、公印押印)を提出 *子どもが復帰対象施設等に入所していることが必要
6 保育料決定通知書の写し又は(直接契約の)保育料がわかる書類の写し	①申込者の子どもの保育料を証明するもの(子どもの名前または親の名前、保育料が記載されている) ②途中で保育料が変更された場合は変更前・後の両方提出	
連 帯 保 証 人	1 住民票	①発行から 3 か月以内である ②個人番号(マイナンバー)の記載がないまたは印字部分がマジックペン等で黒塗りされている ※申込者分も記載がある場合は 1 通で提出可
	2 令和5年度課税証明書(令和4年中の所得などが記載されたもの)	・収入が基準以上である

#### 5 申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して上から訂正印を押し、その近くに書き直してください。修正液や熱により消せるボールペン等は使用しないでください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができません。
- ③ 人材センターホームページからダウンロードした書類が 2 ページにわたる場合は、A4 用紙両面印刷または A3 用紙 1 枚にまとめて印刷、または左上 1ヶ所をステープラ留めしてください。
- ④ 自治体が発行する保育料決定通知書の後期分がまだ届いていない場合は、仮で前期分の保育料決定通知書の金額が継続するものとして、申込書に記入してください(6 ページ Q&A の Q3 参照)。

## <Q&A>

Q1 子どもが2人いる場合、どのように申込すればよいですか。

A1 本貸付事業は保育士一人に対する保育料の貸付です。子どもの人数や世帯は関係ありません。

Q2 保育料とはどういうものですか。

A2 自治体から発行される「保育料決定通知書」に記載された額又は直接契約の場合は契約書等に「保育料」として記載された額になります。申込時にこれらの書類で確認できた保育料について貸付可能です。保育料とは別で記載された食費、延長保育料等は対象外となります。

Q3 年度の後期分の「保育料決定通知書」がまだ届いていない場合はどうしたらよいですか。

A3 申込の際は、前期分の保育料を仮で後期分として申込書に記入してください。「保育料決定通知書」については、貸付期間終了後、保育料確認の際に提出いただきますので、大切に保管しておいてください。

Q4 「週20時間以上」とはどういうものですか。

A4 例えば8時間勤務なら3日以上、6時間勤務なら4日以上働くことで要件を満たします。勤務開始日または産育休復帰日時点での労働契約書上で「週20時間」に相当する雇用であれば雇用形態は問いません。また休憩時間は勤務時間に含まれません。

Q5 保育所復帰支援資金は他の支援金等と併用することはできますか。

A5 ①東社協が実施する保育士の「再就職支援資金」「預かり支援資金」と併用することができます。  
②保育士修学資金を借入中・猶予中・返還中の場合は申込ができません。

Q6 今回の締切日までに書類を用意できない場合、次回申込をすることができますか。

A6 今回の申込対象者は、令和4年8月1日以降勤務を開始又は産育休から復帰した方となります。申込締切以降、次回の申込受付月までに産育休から復帰または勤務を開始した方については、次年度に申込を受け付ける予定です。

Q7 保育士証が旧姓のまま氏名変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

A7 保育士証が旧姓のままだと本人確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをし、現在の氏名が記載された保育士証の写しを提出してください。

※提出が申込締切に間に合わない場合は、①旧姓の保育士証の写しと、②氏名変更手続日、③氏名変更後の保育士証提出時期を書いたメモを添付してください。氏名変更手続き完了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出してください。

※新しい保育士証の提出が大幅に遅れる場合は貸付金を交付できず、貸付決定を取り消すことがあります。【提出期限】令和5年12月22日（金）人材センター必着

Q8 貸付を受けた後に休職した場合はどうなりますか。

A8 貸付期間中に休職した場合は、その期間の貸付金は交付されません。すでに交付済の場合はその期間分の貸付金を返金していただきます。貸付期間終了後の従事期間中に休職した場合は、要件に該当する場  
合に限り返還猶予申請が可能です。



Q9 保育料決定通知を紛失した場合はどうすればよいですか。

A9 保育料決定通知等の発行元によってはすでに支払った保育料を再度証明してもらえる場合がありますので、再発行を依頼してください。証明書類を発行してもらえない場合は貸付できません。貸付決定後の保育料変更決定通知を紛失し、再発行もされない場合は返還となる可能性があります。

Q10 「保育料確認」とはなんですか。

A10 貸付申込時に後期分の保育料が未決定である場合や、保育料が後から変更になる場合などがあります。そこで貸付期間中の保育料の変更の有無を確認するために「保育料確認」を行います。これにより最終的な保育料を精算・決定し、返金請求または、申出により追加交付を行います。保育料精算により貸付金を返金することとなった場合は、速やかに振込をしてください。

Q11 保育料確認の際、「保育料の証明書類」として有効なものはなんですか。

A11 保育料決定通知、契約書等（保育料金額、子ども・親の氏名、園名、園の印があるもの）、子どもの保育園等が発行する領収証明書等を原則とします。保育料確認の時点ですでに保育料を支払い終えている段階であるため、請求書は証明書類として認められません。

Q12 施設長として再就職した場合は、申込できますか。

A12 返還免除規定に「児童の保護等に従事すること」と記載がありますが、保育士業務に従事している必要がありますので、施設長として再就職した場合は、再就職支援資金の対象となりません。また、事務職員等で再就職した場合についても同様です。

## 【復帰対象施設等の範囲】

施設・事業種別	設置根拠法
認可保育所	児童福祉法第7条
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第7条
幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設※	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項
家庭的保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業（区市町村が行うもの及び区市町村長による認可を受けたもの）	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第13項
一時預かり事業（都知事に届出を行ったもの）	児童福祉法第6条の3第7項
離島その他の地域において特例保育を実施する施設	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号
認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設（認証保育所も含む）	
企業主導型保育事業	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1

※「幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設」についての補足要件は下記のとおりです。

- ① 「一時預かり事業（幼稚園型）」及び私学助成による「預かり保育」が対象
- ② 週5日、年間200日以上実施していること
- ③ 教育時間前後に4時間以上実施していること

※「週20時間以上勤務」の時間数には、教育標準時間帯を含めて構いません。





東京都社会福祉協議会 復帰支援資金貸付申込書

記入例

(東社協記入)						
申込者	(フリガナ)	トウキョウ ハナコ		生年月日	(西暦) 1990 年 (和暦) <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 2 年 3 月 1 日	
	氏名	東京 花子				
	住所	〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-10 飯田橋マンション101				
	電話番号	自宅	03 (1234) 5678	携帯	090 (1111) 5678	
勤務先	(フリガナ)	カグラホイクエン				
	施設・事業所名	神楽保育園				
	施設種別	認可保育所	電話番号	03 (1111) 2222		
	施設・事業所所在地	〒123-1234 東京都新宿区神楽5-5				
勤務開始年月日 (産育休復帰)	(西暦) 2023 年 4 月 1 日	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・非常勤			
連帯保証人	(フリガナ)	アラカワ マナブ		生年月日	(西暦) 1960 年 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 35 年 10 月 10 日	
	氏名	荒川 学				
	住所	〒123-1234 東京都新宿区新宿3-3				
	電話番号	自宅	03 (3333) 3333	携帯	090 (3333) 3333	
	本人との関係	叔父		職業	会社員	
			年収	5,000,000 円 6,000,000 円		

西暦と和暦の両方を併記してください。

実際に勤務する園名、住所、電話番号を記入してください。

産育休復帰による申込の場合は、産育休復帰日をご記入ください。

訂正の際は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押印の上、書き直してください。

未就学児情報記入欄 ※今回の申込の対象となる未就学児についてのみ記入してください。

(未就学児①)	フリガナ	トウキョウ タワ	生年月日	(西暦) 2018 年 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 30 年 6 月 13 日	
	氏名	東京 太和			
	預け先施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	認証保育所	
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1			
	入所年月日	(西暦) 2023 年 4 月 1 日			
	入所申込 ※申込時点での状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしている <input type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしていない			
(未就学児②)	フリガナ	トウキョウ スカイ	生年月日	(西暦) 2019 年 (和暦) <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 31 年 9 月 12 日	
	氏名	東京 空			
	預け先施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	認証保育所	
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1			
	入所年月日	(西暦) 2023 年 4 月 1 日			
	入所申込 ※申込時点での状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしている <input type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしていない			
(未就学児③)	フリガナ	トウキョウ ミヤコ	生年月日	(西暦) 2020 年 (和暦) <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 2 年 12 月 4 日	
	氏名	東京 都			
	預け先施設・事業所名	飯田橋保育園	施設種別	認証保育所	
	所在地	〒123-1234 東京都千代田区飯田橋坂1-1			
	入所年月日	(西暦) 2023 年 4 月 1 日			
	入所申込 ※申込時点での状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしている <input type="checkbox"/> 区市町村に入所申込みをしていない			

※貸付希望期間中に転園した場合は、記入欄を2つ使用してください。

「入所申込」欄のチェックもれがないことを確認してください。

東京都社会福祉協議会 復帰支援資金貸付申込書

申込者	フリガナ	トウキョウ ハナコ		貸付希望期間は勤務開始日（復帰日）より最長1年間（12カ月）です。1年を超える期間を記入しても申込できません。	
	氏名	東京 花子			
	勤務先 施設・事業所名	神楽保育園			
貸付希望期間	(西暦) 2023 年 4 月 ~ 2024 年 3 月 【 12 ヶ月】				
貸付申込額		月額	月額を1/2した金額	1/2した月額と27,000円を比べ少ない方を記入	月数×金額 (①/②/③) × (A/B/C)
	① 2023年4月～2023年9月(6ヶ月)	65,000 円	32,500 円	27,000 円(A)	162,000 円
	② 2023年10月～2024年3月(6ヶ月)	50,000 円	25,000 円	25,000 円(B)	150,000 円
	③ 年 月～ 年 月(ヶ月)	円	円	円(C)	
		保育料の変更があった期間ごとに合計額を記入してください。 ※未就学児ごとの記入ではありません。		合計	312,000 円

上記記載事項に相違はありません。  
 東京都社会福祉協議会復帰支援資金を借り受けたく、関係書類を添えて申し込みます。

東京都社会福祉協議会会長 殿

2023 年 10 月 2 日

本人名 東京 花子 (自署) (印)

※貸付期間終了後、実際にかかった保育料が確認できる書類をご提出いただきます。保育料が当初の貸付計画より少なかった場合は貸付金を返金いただき、多かった場合は追加交付いたします。

勤務開始届

(西暦) 2023 年 10 月 1 日

東京都社会福祉協議会会長 様

申込者 氏名 東京 花子
住所 〒 123-4567
東京都千代田区飯田橋3-10
TEL 03 - 1234 - 5678

以下の事業所・施設にて勤務を開始したことを届け出ます。

-----以下、施設・事業所記載-----

上記の者の勤務について、以下のとおりであることを証明します。

Table with 4 main rows: 法人名 (社会福祉法人 千代田保育会), 施設・事業所名 (ちよだワクワク保育園), 施設・事業所所在地 (〒123-4567 東京都千代田区飯田橋3-99), 施設・事業所種別 (ア イー1 イー2 ウ エ オ カ キ ク ケ), 職種 (※保育士として勤務している必要があります。施設長・事務職等は対象外です。), 雇用開始日 ((西暦) 2016 年 4 月 1 日), 勤務開始(復帰)時の雇用形態 (☑ 常勤 ☐ 非常勤 1週あたりの勤務時間 \_\_\_\_\_ 時間 (週20時間以上)), 産入申付復帰の日に係る期間 (西暦) 2022 年 10 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日, 復帰日 (西暦) 2023 年 4 月 15 日

非常勤の場合、週20時間以上勤務している必要があります

\_\_\_\_\_ 時間 (週20時間以上)

施設・事業所の名称 ちよだワクワク保育園
代表者職名及び氏名 園長 武蔵野 春子 (公印)
証明書作成者の所属・氏名 事務担当 立川 秋子

ちよだ
ワクワク
保育園
園長之印

連絡先TEL 03-1234-9999

園の公印又は社判を押印ください
※個人印は不可

(保育所復帰支援資金)

～申込者が勤務する施設・事業所向け～

## 勤務証明における注意事項

この勤務開始届は、東京都社会福祉協議会 保育所復帰支援資金の申請における必要書類となっています。作成を依頼された施設・事業所のご担当者様におかれましては下記にご注意いただき勤務証明をお願いいたします。

<東京都社会福祉協議会 保育所復帰支援資金について詳しくはこちら>

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin6.html>

- 「施設・事業所名」「施設・事業所所在地」には、実際に勤務する施設・事業所についてご記載ください。本資金の貸付は、東京都内の施設・事業所等に勤務する方が対象です。
- 「施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない施設・事業での勤務は本事業の対象ではありません。

- |     |  |
|-----|--|
| ア   | 児童福祉法第7条に規定する保育所   |
| イー1 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設  |
| イー2 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設  |
| ウ   | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」  |
| エ   | 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの   |
| オ   | 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの   |
| カ   | 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの   |
| キ   | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設  |
| ク   | 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 |
| ケ   | 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業  |

- 「雇用形態」は該当するものに☑をご記入ください。「常勤」には非正規の常勤者を含みます。「非常勤」の場合は、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者にお問合せする可能性がございます。あらかじめご了承ください。

区市町村所管課一覧

番号	区市町村名	部署名	所在地	電話番号	備考
1	千代田区	子ども部子ども支援課	〒102-8688千代田区九段南1-2-1	03-5211-4229	
2	中央区	福祉保健部保育課	〒104-8404東京都中央区築地1-1-1	03-3546-5681	
3	港区	子ども家庭支援部保育課運営支援係	〒105-8511東京都港区芝公園1-5-25	03-3578-2872	
4	新宿区	保育指導課支援係	〒160-8484東京都新宿区歌舞伎町1-5-1	03-5273-4318	
5	文京区	子ども家庭部幼児保育課	〒112-8555東京都文京区春日1-16-21	03-5803-1857	
6	台東区	教育委員会児童保育課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1309	保育所・地域型保育事業・認証保育所 【東社協との連絡窓口】
		教育委員会学務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1414	認定こども園
		教育委員会庶務課	〒110-8615東京都台東区東上野4-5-6	03-5246-1402	私立幼稚園
7	墨田区	子ども・子育て支援部子ども施設課保育係	〒130-8640東京都墨田区吾妻橋1-23-20	03-5608-1253	
8	江東区	こども未来部保育課保育管理係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9084	認可保育所(区立)
		こども未来部保育課保育支援係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9084	認可保育所(私立)、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、地方単独保育施策、認証保育所
		教育委員会学務課幼稚園係	〒135-8383東京都江東区東陽4-11-28	03-3647-9703	幼稚園、認定こども園
9	品川区	子ども未来部保育課保育管理係	〒140-8715東京都品川区広町2-1-36	03-5742-6597	区立保育園 【東社協との連絡窓口】
10	目黒区	子ども未来部保育支援課開設・計画担当	〒140-8715東京都品川区広町2-1-36	03-5742-6936	私立保育園、私立幼稚園、私立認定こども園、地域型保育事業
11	大田区	子育て支援部保育課保育係	〒153-8573東京都目黒区上目黒2-19-15	03-5722-9865	
12	世田谷区	こども家庭部保育サービス課	〒144-8621東京都大田区蒲田5-13-14	03-5744-1277	
		子ども・若者部保育課保育育成支援担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2320	私立保育園・一時預かり・私立認定こども園・地域型保育事業 ①【東社協との連絡窓口】
		子ども・若者部保育課保育計画・再整備担当	〒154-8504東京都世田谷区世田谷4-21-27	03-5432-2325	②病児保育事業 ①認証保育所 ②保育室・保育ママ(地方単独保育施策)
13	渋谷区	保育課保育管理係	〒150-8010渋谷区宇田川町1-1	03-3463-2483	
14	中野区	子ども教育部保育園・幼稚園課 私立施設給付係	〒164-8501東京都中野区中野4-8-1	03-3228-5731	
15	杉並区	子ども家庭部保育課保育施設給付係	〒166-8570東京都杉並区阿佐谷南1-15-1	03-3312-2111 (内線)1342	
16	豊島区	子ども家庭部保育課巡回支援グループ	〒171-8422東京都豊島区南地袋2-45-1	03-4566-2498	
17	北区	子ども未来部保育課	〒114-8508東京都北区王子本町1-15-22	03-3908-9127	保育所、地域保育事業、認証保育所等 【東社協との連絡窓口】
		子ども未来部子ども未来課子ども施設係	〒114-8546東京都北区滝野川2-52-10	03-3908-8143	私立幼稚園、私立認定こども園
		教育振興部教育指導課教職員係	〒114-8546東京都北区滝野川2-52-10	03-3908-9286	区立幼稚園
18	荒川区	子ども家庭部保育課保育管理係	〒116-8501東京都荒川区荒川2-2-3	03-3802-3942	認可保育所、認証保育所等幼稚園以外の施設 【東社協との連絡窓口】
19	板橋区	子ども家庭部子育て支援課子育て事業係	〒116-8501東京都荒川区荒川2-2-3	03-3802-3619	私立幼稚園
		子ども家庭部保育課保育管理係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2483	公設民営保育所、家庭的保育事業
		子ども家庭部保育サービス課民間保育第一係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2492	私立保育所 【東社協との連絡窓口】
20	練馬区	子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2494	認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育事業を除く)、認証保育所等
21	足立区	教育委員会事務局学務課幼稚園係	〒173-8501東京都板橋区板橋2-66-1	03-3579-2613	幼稚園
22	葛飾区	保育課保育人材育成係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1708	保育所 【東社協との連絡窓口】
		学務課幼稚園係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1347	幼稚園、認定こども園(幼稚園型)
		子ども政策企画課こども施策担当係	〒176-8501東京都練馬区豊玉北6-12-1	03-5984-1306	練馬こども園
23	江戸川区	子ども家庭部私立保育園課施設調整係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5712	認可保育所 【東社協との連絡窓口】
24	八王子市	子ども家庭部子ども施設入園課地域保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-5428	小規模保育所、保育ママ
25	立川市	子ども家庭部子ども施設入園課認定・認可外保育係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-8013	認証保育所
26	武蔵野市	子ども家庭部子ども政策課私立幼稚園第一係	〒120-8510東京都足立区中央本町1-17-1	03-3880-6147	幼稚園、認定こども園
27	三鷹市	子育て支援部子育て施設支援課私立保育所係	〒124-8555東京都葛飾区立石5-13-1	03-5654-8297	
28	青梅市	子ども家庭部子育て支援課推進係	〒132-8501江戸川区中央1-4-1	03-5662-1001	
29	府中市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒192-8501東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-620-7248	
30	昭島市	子ども家庭部保育課庶務係	〒190-8666東京都立川市泉町1156番地の9	042-528-4322	
31	調布市	子ども家庭部子ども育成課	〒180-8777東京都武蔵野市緑町2-2-28	0422-60-1854	
32	町田市	子ども政策部子ども育成課私立学校・幼稚園係	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0422-29-9674	幼稚園、幼稚園型認定こども園
33	小金井市	子ども政策部子ども育成課保育施設係	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0422-29-9673	A 家庭的保育事業、A 小規模保育事業、A 事業所内保育事業、A 病児保育事業、B 認証保育所、B 企業主導型保育事業
34	小平市	子ども政策部子ども育成課運営支援係	〒181-8555東京都三鷹市野崎1-1-1	0422-29-9672	認可保育所、保育所型認定こども園 【東社協との連絡窓口】
35	日野市	子ども政策部子ども育成課課長支援係	〒181-0004東京都三鷹市新川6-37-1	0422-45-3031	一時預かり事業
36	東村山市	こども家庭部こども育成課	〒198-8701東京都青梅市青梅北1-11-1	0428-22-1111 (内線2146)	
37	国分寺市	子ども家庭部保育支援課	〒183-8703東京都府中市宮西町2-24	042-335-4233	
38	国立市	子ども家庭部子ども子育て支援課子ども子育て支援係	〒196-8511東京都昭島市田中町1-17-1	042-544-5111 (2165)	
39	福生市	子ども生活部保育課	〒182-8511東京都調布市小島町2-35-1	042-481-7132	
40	狛江市	子ども生活部保育・幼稚園課	〒194-8520東京都町田市森野2-2-22	042-724-2138	
41	東大和市	子ども家庭部保育課	〒184-8504東京都小金井市本町6-6-3	042-387-9846	
42	清瀬市	子ども家庭部保育課庶務担当	〒187-8701東京都小平市小川町2-1333	042-346-9594	
43	東久留米市	子ども部保育課整備調整係	〒191-8686東京都日野市神明1-12-1	042-514-8972	
44	武蔵村山市	子ども家庭部保育幼稚園課	〒189-8501東京都東村山市本町1-2-3	042-393-5111 (内線3197)	
45	多摩市	子ども家庭部子ども子育て事業課	〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1	042-325-0111 (内線465)	
46	稲城市	子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係	〒186-8501東京都国立市富士見台2-47-1	042-576-2427	
47	羽村市	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係	〒197-8501東京都福生市本町5番地	042-551-1780	
48	あきる野市	子ども家庭部児童育成課	〒201-8585東京都狛江市和泉本町1-1-5	03-3430-1111 (内線2328)	
49	西東京市	子ども未来部保育課	〒207-8585東京都東大和市中央3-930	042-563-2111 (内1759)	
50	瑞穂町	福祉子ども部子育て支援課	〒204-8511東京都清瀬市中里5-842	042-497-2086	保育・幼稚園係
51	日の出町	子ども家庭部子育て支援課施設給付係	〒203-8555東京都東久留米市本町3-3-1	042-470-7745	
52	檜原村	子供家庭部子ども青少年課保育・幼稚園係	〒208-8501武蔵村山市本町1-1-1	042-565-1111 内線182	
53	奥多摩町	子ども青少年部子育て支援課	〒206-8666東京都多摩市関町6-12-1	042-338-6850	
54	大島町	子育て支援課保育・幼稚園係	〒206-8601東京都稲城市東長沼2111	042-378-2111 (内線233・234)	
55	利島村	子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係	〒205-8601東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1	042-555-1111 内線234	
56	新島村	子ども家庭部保育課	〒197-0814東京都あきる野市二宮350	042-558-1111	
57	神津島村	子育て支援部幼児教育・保育課事業調整係	〒188-8666東京都西東京市南町5-6-13	042-452-6777	
58	三宅村	福祉子ども部子育て支援課保育・幼稚園係	〒190-1292東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地	042-557-8658	
59	日の出町	子育て福祉課子育て支援係	〒190-0192東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	042-588-4113	
60	檜原村	福祉けんこう課福祉係	〒190-0211東京都西多摩郡檜原村2717番地	042-598-3121	
61	奥多摩町	福祉保健課子育て推進係	〒196-0105東京都西多摩郡奥多摩町小丹波108番地	0428-85-2611	
62	大島町	福祉けんこう課子育て応援係	〒100-0101東京都大島町元町1-1-14	04992-2-1471	
63	利島村	住民課	〒100-0301東京都利島村248番地	04992-9-0011	
64	新島村	民生課福祉介護係	〒100-0402東京都新島村本村1-1-1	04992-5-0243 (民生課直通)	
65	神津島村	福祉課	〒100-0601東京都神津島村904番地	04992-8-0011	村立認可保育所
66	三宅村	福祉健康課 福祉係	〒100-1212東京都三宅島三宅村阿古497番地	04994-5-0902	
67	御蔵島村	総務課民生係	〒100-1301東京都御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121	
68	八丈町	福祉健康課	〒100-1498東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2	04996-2-5570	
69	青ヶ島村	総務課	〒100-1701東京都青ヶ島村無善地	04996-9-0111	
70	小笠原村	村民課福祉係	〒100-2101東京都小笠原村父島宇西町	04998-2-3939	



# 個人情報の取扱いについて

## 東京都社会福祉協議会 保育士修学資金貸付等事業

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令にもとづき、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 個人情報保護規程を定めています。保育士修学資金貸付等事業（以下「本事業」という。）においても規程に則って下記のとおり運用していますのでお知らせします。

### 1 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、本事業の利用状況について正確に把握し、適切に行うことを目的として個人情報を提供・利用します。

### 2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

### 3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の関係機関(者)との間で個人情報を提供・収集し又は共有することがあります。

#### ① 保育士養成施設

貸付の適確性を判断するために、利用者が在学する保育士養成施設より利用者の学業成績等の提供を受けます。また、交付・返還を円滑に行うため、利用者の在学状況や卒業後の就労先等の情報の提供を受けます。

#### ② 指定施設等

申込、返還猶予や返還免除の要件に関わる適否を確認するため、利用者の就労先の指定施設等より、利用者の就労状況に関する情報の提供を受けます。

#### ③ 東京都

本事業に関する事業の実施状況等の報告のため、個人情報を共有します。

#### ④ 区市町村行政等の機関

申込み内容等の事実確認のため、利用者等の情報について住所地・居住地等の区市町村等へ提供し又は照会をすることがあります。また、転居した場合の事実確認等のために、転入出先区市町村への個人情報の提供又は照会をすることがあります。

#### ⑤ 各種金融機関

利用者が貸付金の交付及び返還金の口座振替・払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

### 4 個人情報の事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集・取得した個人情報については、本人の同意なく、事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。

ただし、以下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、予め同意を得ることなく事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ① 弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ② 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ③ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

### 5 業者委託について

本会は、本事業に係る情報システムの保守及び帳票発行、発送業務、返還金引落業務等について、外部の事業者にて委託することがあります。この場合、事業者に対し必要かつ適切な監督を行います。

### 6 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び本事業に係る情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

### 7 本会職員等の義務について

本会の従業者（従業者であったものを含む）は業務によって知り得た個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

※本会個人情報保護規程は本会ホームページ (<https://www.tcs.w.tvac.or.jp>) に全文掲載しています。

**【申込書類のダウンロード】**

東京都福祉人材センターホームページ  で検索

- 「東京都福祉人材センター」
- 「福祉人材のための資金貸付事業」
- 「未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」



**【制度に関するお問合せ】**

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター人材情報室（資金係）

TEL 03-5211-2911（受付：平日 9～17 時）